

平成28年第10回新居浜市農業委員会農政部会議事録

1 会議の日時及び場所

- (1) 会議の日時 平成28年11月7日(月曜日) 13:30～14:10
(2) 会議の場所 市庁舎6階 議員全員協議会室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 12人

第1番	篠原浩司	第2番	真木増次郎
第3番	久枝啓一	第5番	小野輝雄
第6番	小野義尚	第7番	高橋繁
第8番	高橋敬雄	第9番	曾我部英敏
第10番	近藤上	第11番	合田有良
第12番	村尾浩一	第16番	加藤武雄

(2) 欠席委員 3人

第4番	藤田幸正	第13番	松木忠夫
第14番	高橋征三		

(3) 農政部会委員外委員 14人(農地部会委員)

農地部会長	岡部正明	篠原修
	寺尾俊行	小野春雄
	守谷博明	神野賢二
	岡田充	矢野重明
	福田満壽夫	山下元
	桑山尚久	加藤喜三男
	古川一豊	秦昭一

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	戸張博司	事務局次長	横川俊彦
農政係長	山之内奈緒美	臨時職員	中山麻美

4 傍聴者 なし

5 会議に付議した事項

- 議案第1号 「農地基本台帳調査について」
議案第2号 「農業委員の定数等について」

6 議 事

13時30分開会

横川次長

ご起立ください。礼。ご着席ください。

委員の出席状況をご報告いたします。

在任委員15人、出席委員12人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることをご報告致します。

それでは、篠原農政部会長代理、よろしくお願ひいたします。

篠原部会長代理

皆さん、こんにちは。

本日は、部会長が休みということで、私が司会をさせていただきます。11月に入り、朝・晩と昼間の温度差があり、皆様には体調に注意いただいて、農作業などに取り組んでいただけたらと思います。それでは、ただいまから平成28年 第10回新居浜市農業委員会 農政部会を開会いたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、部会長代理において、高橋 敬雄委員さんと曾我部 英敏委員さんを指名いたします。御両名よろしくお願ひいたします。

それでは、御案内しておりましたとおり、「農地基本台帳調査について」を議題といたします。

事務局から説明をいたさせます。

横川次長

それでは「農地基本台帳調査」について、概要をご説明させていただきます。

今回の調査範囲は昨年と同様、来年1月1日の状態を基準とし、10アール以上の耕作者で市内在住の20歳以上の方を対象にと考えております。なお、本年20歳を迎えた方につきましては、自動では追加されませんので、営農されている対象者がおられる場合は世帯欄に追加をお願いいたします。調査の締切は契約書では2月15日となっておりますが、なるべく2月部会の日までに申請書をお届頂きますようお願いいたします。

調査内容でございますが、資料の1・2ページをご覧ください。申請書の内容は昨年同様ですが、様式に若干違いがございます。昨年の調査でわかれておりました、農機具の所有台数と農業施設の保有状況を一つの項目としました。今回の申請書で

は昨年調査頂きました事項のうち、打ち出し可能なものを用紙に印刷しております。打ち出しがある部分で訂正が必要なものが有れば、書き直していただくようになります。また記載内容で判別が難しいものは事務局判断で入力しておりますので、指摘がありましたら訂正をお願いいたします。

昨年の調査で調査を拒否された方、アパート等で部屋番号が判らない方及び昨年調査で何度も訪れたにも関わらず不在で郵便調査にも返答がない方については、事務局の方から郵便で対応を行いますので、調査員さんにお届けする申請書から事前に抜いております。高齢者施設等に入所中の方もお届けする申請書を事前に抜いております。なお、これらの方を記載させて頂いたリストは別紙でお渡しする予定です。また今年の調査でも同様の対応をしたいと思っておりますので、不在の場合はある程度ご訪問いただいた後、早めに報告頂ければと思います。

別世帯の方や子供さん等を台帳の世帯に追加されることを希望された方につきましては、事務局側で対応しておりますが、対応できない方につきましては理由を付して台帳追加不能者リストをお渡ししますので確認して頂ければと思います。

また農地面積を変更して記入された方につきましては、所有地、借入地の地番、地目、面積を記載したリストをお渡しいたしますので、お問い合わせがあれば面積の確認等にご利用頂ければと思います。

調査項目につきましては、農家の方のご意向を直接伺わないと記入出来ないものであることから、直接に対面での訪問聞き取り等をする必要があります。特に個人情報に関係では、昨年の調査時に「農業委員以外の方が訪ねてきた。個人情報も含まれているので回答しない。」と言う苦情も寄せられましたので、対面調査に対しては十分にご配慮して頂きますようお願いいたします。

次に調査に係る契約についてご説明いたします。資料3から6ページをご覧ください。契約及び調査区域につきましては昨年と同様に行いたいと考えております。単価も1件240円で予定しております。契約時期につきましては、調査期間の関係もありますので、事務局の意向としては12月初旬で如何かと考えております。契約書に添付する印紙につきましても昨年と同様の方法で処理させて頂き、申請書をお持ちする際に契約書をお渡し出来ればと考えております。また、申請書をお送りす

る際、地区でお分け頂いております委員につきましては、届先委員のご連絡をお願いいたします。

委員の皆様には例年大変お忙しい中申し訳ございませんが、ご理解いただき、ご協力をお願いする次第でございます。

以上でご説明を終わらせていただきます。

篠原部会長代理 ありがとうございます。

以上、農地基本台帳調査について説明いただきましたが、ご質問やご意見等はございませんか。

山下委員 (挙手) はい。

篠原部会長代理 山下委員、どうぞ。

山下委員 農機具の所有台数の事ですが、トラクターや耕耘機等記載がありますが、乾燥機や糞攪り機等も印刷してくれていた方が、調査した時に1台2台と書きやすいと思います。

横川次長 こちらは例示になっておまして、新居浜市の農地台帳の農機具の入力するところの数が9つございます。例えば、所有されている農機具が、トラクター、耕耘機、乾燥機とお持ちで、その所有農機具が9つ以内であれば出てくるようになっておりますが、9つを越えて所有されている場合は、仕方なくその他という項目でまとめさせていただいている場合もございます。去年の調査の中で記載があった農機具についてはそのような形で入力させて頂いております。例示に出ているものがすべてではなく、それぞれお持ちの農機具を記載いただくようになります。

山下委員 農家の方は乾燥機や糞攪り機は大体もっています。それを全件手書きでするのは大変なので、最初から印刷しておいていただく事はできませんか。

小野(輝)委員 去年調査した時点で記載していたものについては、印刷できるんですよね。

横川次長 去年、記載いただいている分につきましては、印刷で出るようになっております。

山下委員 わかりました。

小野(春)委員 (挙手) はい。

篠原部会長代理 小野(春)委員、どうぞ。

小野(春)委員 1の耕作面積と経営意向についてですが、所有面積を印字して、担当地区に渡してくると思うのですが、参考に教えてください。ここの面積は、何月何日時点の面積を参考に印字

されているのでしょうか。

横川次長

申請書を印刷するのが12月頭になろうかと思しますので、11月部会の内容までは反映してくるような形で考えております。

小野（春）委員

理解としては、11月現時点での面積表示ということによってよろしいでしょうか。

横川次長

はい、その形になります。

小野（春）委員

こういう事に関しても質問される方がおられますので、その時の参考にといいまして。ありがとうございました。

篠原部会長代理

他にございませんか。

桑山委員

（挙手）はい。

篠原部会長代理

桑山委員、どうぞ。

桑山委員

先ほど20歳以上ということでお聞きしましたが、実際労働力として、20歳以下も農業をしているのですが、そういう時はどのようにすればいいのでしょうか。

横川次長

基本的に20歳以上を対象にさせていただいておりますが、追加をしていただくような形になります。例えば、高校を卒業して農業を始められているという方がいらっしゃれば、追加記載をいただければ対応はさせていただきます。

篠原部会長代理

他にございませんか。

ないようなので、続きまして、「農業委員の定数等について」を議題といたします。

事務局より説明をいたさせます。

横川次長

はい、お手元の方に3枚ほど当日資料があると思います。一番上の調査結果をご覧くださいながらご説明をさせていただきます。

前月の農政部会でお話のありました、農業委員の定数等についてご説明いたします。

まずお話を進めさせていただきました順に経過の概要を説明いたします。

第2回農政部会で他市の状況を説明させて頂き事務局案を提示させて頂くことになり、第4回部会でたたき台となる案をご提示させていただきました。それをもとに第五回で条例案・規則案をお示しました。

第6回部会で委員の皆様、支所単位でお話いただき、農業委員は4地区・推進委員は支所単位でという意見をいただ

きました。同時に農業委員・推進委員の数について、希望される委員数をお尋ねしました。この際希望数が法定数を上回り、役員会で調整頂き各地区の定数案を決めていただきました。

7月5日に総会を行い、今後の協議の中で農業委員会の意向を示す必要があることから、条例案・規則案に付いて総意を持ってご了解を頂きました。この際、役員会で決定した内訳に付き添付を行わなかったため、第8回部会で報告させて頂きました。

続いて、農業委員・推進委員の地域人数についてご説明いたします。農業委員は全市を4地区に分け地区ごとの人数を決めております。地区が広い為いくつかの支所が1地区の中にあり、委員数も複数人となっております。それに対して推進委員は、1支所単位の人数となっており、委員数も3人までとなっております。役員会では農地約100haに一人置くという推進委員の定数の基準、これまでの活動地区及び両委員の増加数等を考慮頂き、平均的な案を決定して頂いたと考えております。

半年程かけて両委員の人数を検討してまいりましたが、条例、規則及び募集要項等今後議会審議や委員検討を経て市民に公表することとなります。そこで本日の部会で農業委員選出地区ごとにお集まり頂き、地区内での委員割り振り等について最終のチェックをお願いしたいと思います。なお地区委員の総数を変えますと、これまでの検討がすべて白紙となりますので、地区委員の総数の変更はご遠慮いただきたいと思います。地区の中で推進委員の割り振りの変更等の希望がある場合は、事務局までお知らせ頂き、役員会で検討頂いた後11月25日の総会で最終案を決定頂くようになろうと思います。

また、今後地区の方とお話し合いを頂いたり候補者の方にご説明をしていただく際に、より詳しい説明が必要と思われることや疑問に思われる事がありましたら、疑問点等の用紙にお書き頂き、事務局までお持ち頂けたらと思います。後日になりますが疑問点等に対応した資料等をお渡ししたいと考えております。

以上です。

◇

新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により
ここに署名する。
新居浜市農業委員会農政部会

部 会 長 代 理

委 員

委 員